

菊川市教育振興基本計画【概要版】

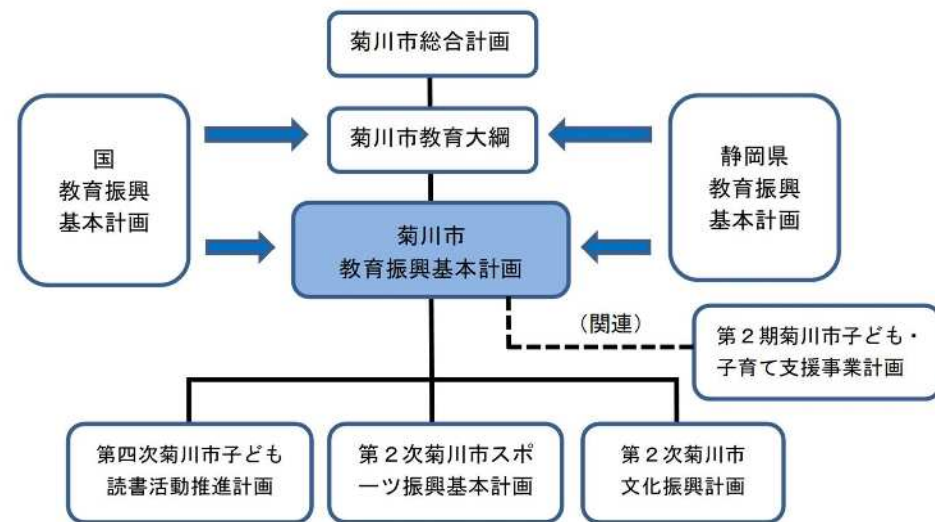
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 国では、教育基本法に基づき、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、静岡県では、令和4年3月に「静岡県教育振興基本計画2022-2025」が策定された。
- 本市では、令和3年度に「第2次菊川市総合計画」の重点事業の見直しや第2次菊川市文化振興計画が策定され、令和4年度に「菊川市教育大綱」の改訂や第四次菊川市子ども読書活動推進計画及び第2次菊川市スポーツ振興基本計画が策定された。
- これらの計画を受け、国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、「第2次菊川市総合計画」及び「菊川市教育大綱」との整合を図りながら、社会情勢の変化や新たな教育課題を踏まえ、本市における更なる教育の振興を目指すため、今後取り組む具体的な教育施策をまとめた、「菊川市教育振興基本計画」を新たに策定するものである。

2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられる。
- 菊川市子ども読書活動推進計画、菊川市スポーツ振興基本計画、菊川市文化振興計画等の市の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものである。



3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする。

4 計画の推進

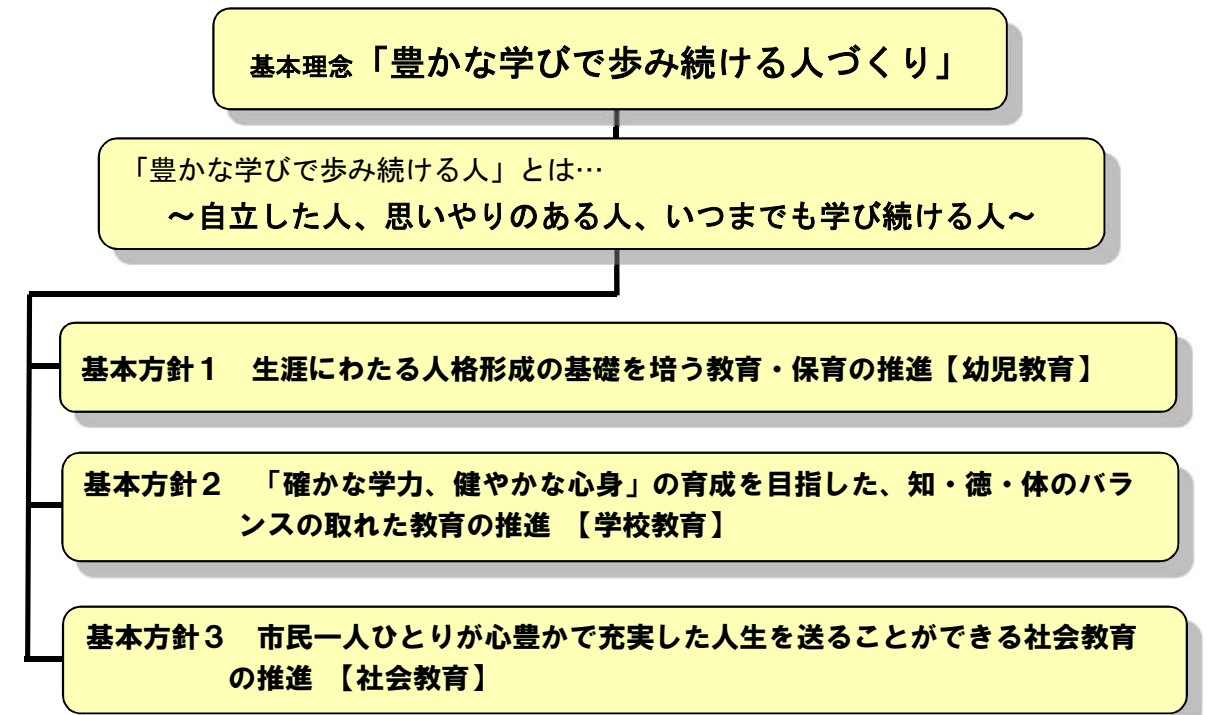
- 計画の進行管理・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育委員会の自己点検・評価報告書」を活用して行う。

第2章 菊川市教育の基本理念及び基本方針

1 基本理念

「豊かな学びで歩み続ける人づくり」

2 施策体系図



第3章 教育施策の展開

基本方針1 生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の推進【幼児教育】

施策1 幼児教育・保育の質の向上

- 子どもの発達や特性を踏まえた計画的な教育の推進と体験を通して、興味・関心・意欲をふくらめる教育の推進、保護者との連携、親子のふれあいを通じた心の醸成を図る。

施策2 地域社会、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校との連携

- 地域社会・関係機関と連携した幼児教育を推進する。また、幼稚園・保育園・認定こども園の横の連携を図るとともに、子どもの育ちを小中学校へつなげるため、小中学校との連携を推進する。

基本方針2 「確かな学力、健やかな心身」の育成を目指した、知・徳・体のバランスの取れた教育の推進【学校教育】

施策1 小中一貫教育「学びの庭」構想の推進

○小中一貫教育「学びの庭」構想における、小中学校の「たての接続」と、学校・地域社会との「よこの連携」の推進に加え、コミュニティ・スクール導入により、地域とともにある学校、学校を核とした地域づくりを推進する。また、今後の学校の在り方や未来の部活動の在り方の検討を行う。

施策2 ICT環境等を生かした魅力ある授業づくり

○ICTを活用した魅力ある授業づくりを推進するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。また、ICT機器の整備・更新により、ICT環境の充実を図る。

施策3 思いやりに満ちた学校づくり

○不登校や問題行動、いじめ等の未然防止や初期の適切な対応とともに、個に応じた指導や支援、組織的な対応を推進する。また、人権教育や福祉教育の実践、考える道徳の推進により、思いやりに満ちた学校づくりを推進する。

施策4 「一人ひとりが生きる教育」の推進

○特別な教育支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒に対し、一人ひとりの発達や個性に応じたきめ細やかな支援を実施する。また、互いの違いを尊重し、誰もが自分らしく生活することができるよう、多様性を認めることのできる児童生徒の育成を図る。

施策5 ころざしを持った頼もしい教職員の育成

○信頼される学校づくりや新たな教育課題に対応するため、教職員への研修・指導により、授業力の向上や実践的指導力、総合的な人間力の育成を図る。また、教職員の働き方改革を推進する。

施策6 学校施設の適正な維持管理・耐震化・長寿命化

○安全で良好な教育環境の確保のため、学校施設の適正な維持管理とともに、学校施設の耐震化及び屋内運動場における照明取替工事（LED化）を推進する。

施策7 安全で安心して教育が受けられる環境づくり

○教育環境を良好に保ち、学校教育が円滑に行われるよう、教育備品の整備を推進する。また、経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助することで、経済的な負担軽減及び円滑な就学を図る。

施策8 安全でおいしい給食の安定的な提供

○安全でおいしい給食を安定して提供することで、成長期にある児童生徒の健全な発達を図る。また、食を通して人を育むことや食の安全のため、食育及び地産地消を推進する。

基本方針3 市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送ることができる社会教育の推進【社会教育】

施策1 地域で子どもを守り育てる活動の推進

○ボランティア体験等の様々な体験を通じて、豊かな感性と社会性の育成を図る。また、青少年の健全育成や子ども達の安全安心な居場所づくりを、家庭・学校・地域・行政が一体となり推進する。

施策2 家庭の教育力向上

○家庭教育学級の開設や家庭教育支援員の派遣により、家庭の教育力の向上を図る。

施策3 生涯学習活動の推進

○市民の学習意欲に応えるため、コミュニティセンターや市民協働センター、学校、企業等との連携を広げ、多様な施設、人材を活用した生涯学習活動を推進する。

施策4 鑑賞機会の提供

○菊川文化会館アエルにて、各種事業・講座を開設し、市民へ芸術や文化に親しむ機会を提供するとともに、計画的な施設の改修を実施する。

施策5 市民の文化・芸術活動への支援

○菊川文化会館アエルや中央公民館等を有効活用するとともに、文化協会等との連携により、文化・芸術活動の振興を図る。

施策6 文化財の保存・周知・活用

○国指定文化財等の管理・整備・活用、文化・顕彰活動支援、史跡の管理・活用等に取り組むことで、文化財の保護の意識や郷土の歴史・文化の継承を図る。

施策7 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出

○子どもや青年期・壮年期・高齢期のスポーツ活動の充実やパラスポーツの推進、誰もが取り組めるスポーツイベントの開催等により、市民が楽しくスポーツに参加できる機会を提供する。

施策8 スポーツ団体・スポーツ活動への支援

○スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、アスリートの育成を図るとともに、幅広いスポーツ活動に対して支援を行う。また、部活動の地域スポーツ活動への移行の検討を行う。

施策9 スポーツ活動の場の提供

○スポーツ施設の整備・改修や、スポーツボランティアの育成と活動支援等により、スポーツ環境の充実を図る。

施策10 子どもの読書活動の推進

○読書習慣の定着、学校図書館と公立図書館の連携、子ども向けイベントの充実等に取り組むことで、子どもの読書活動を推進する。

施策11 読書機会の提供と読書活動の啓発

○電子図書館の導入やレファレンスサービス等の多様な図書館サービス、ICTの活用による情報発信等に取り組むことで、読書機会の提供と読書活動の啓発を図る。

施策12 読書環境の整備

○図書館資料の収集と蔵書管理、専門性を備えた職員の育成等により、読書環境の整備を図る。